

令和 8 年 6 月 22 日

日本商工会議所
会頭 小林 健 様

新潟商工会議所
会頭 廣田 幹 人

令和 9 年度税制改正及び中小企業政策に関する要望

日本商工会議所におかれましては、税制改正や中小企業関連施策の要望等を通じ、地域経済の発展に多大なるご尽力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

令和 8 年に入り日本経済は、長年にわたるデフレからの脱却に向け、極めて重要な局面を迎えております。日経平均株価の堅調な推移や大手企業では積極的な投資姿勢が見られる一方で、地域経済の基盤である中小企業・小規模事業者の実態は依然として厳しい状況に置かれております。さらには緊迫する国際情勢を背景に、原材料の安定供給への懸念やサプライチェーンへの影響が、地域産業の経済活動に一層の不透明感をもたらしています。

こうした厳しい経営環境において、地方の持続的な成長を確固たるものとするためには、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するとともに、地方の潜在能力を最大限に引き出す政策の戦略的な推進が不可欠です。地域資源の有効活用や次世代を担う人材の育成、さらには若者の定着・還流を促す環境整備を通じて、地方発の経済成長を力強く後押しする抜本的な改革が求められています。

この度は、税制改正に向けて、円滑な事業承継に資する税制、中小企業の経営基盤強化を後押しする税制、地域活性化に資する税制、消費税・納税環境等の整備について要望を取りまとめました。

さらに、中小企業政策につきましては、経営基盤の強化、地方創生の実現に向けた環境整備、小規模事業者支援の強化、および経理事務等の円滑化に資する制度の最適化について要望を取りまとめております。

つきましては、本要望の内容を十分にお汲み取りいただき、実現に向けて関係機関に対し強く働きかけられますよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。

(目 次)

I. 税制改正に関する要望事項

1. 税制全般について	P 1
2. 円滑な事業承継に資する税制について	P 2
(1) 円滑な事業承継に資する税制について	
①取引相場のない株式の評価方法の見直しについて	
②事業承継税制特例措置の延長	
③M&A（第三者承継）に係る税制について	
(2) 土地保有・株式保有特定会社の株式の評価方法の見直しについて	
3. 中小企業の経営基盤強化を後押しする税制について	P 4
(1) 賃上げ促進税制の拡充	
(2) 法人税の軽減税率特例の恒久化	
(3) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充	
(4) 少額減価償却資産における即時償却制度の拡充・恒久化	
(5) 情報セキュリティ対策への税制措置について	
(6) 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続	
(7) 「退職給付引当金」及び「賞与引当金」繰入額の損金算入の復活	
(8) 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃	
4. 地域活性化に資する税制について	P 7
(1) 交際費課税特例の恒久化	
(2) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充	
(3) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充	
(4) 償却資産に係る固定資産税の見直しについて	
(5) 事業所税の廃止	
(6) 個人事業主を後押しする税制について	
5. 消費税・納税環境等の整備について	P 9
(1) 消費税の複数税率制度の見直しについて	
(2) インボイス制度に係る経過措置について	
(3) 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」適用要件の見直し	
(4) 給付付き税額控除の導入について	
(5) 二重課税の解消・印紙税の廃止	
(6) 税と社会保障の改革について	
(7) 納税環境の整備ならびに税制の簡素化について	

II. 中小企業政策に関する要望事項

1. 中小企業政策全般について	P 12
2. 中小企業の経営基盤の強化に向けて	P 13
(1) 原材料等の安定的な供給への対策について		
(2) 地域人材の定着とマッチングの強化について		
(3) 多様な人材・働き方支援に向けた環境整備について		
(4) デジタル化・生産性向上の促進について		
(5) 情報セキュリティ対策への支援について		
(6) 資金調達の円滑化に向けた金融支援の強化について		
(7) 「パートナーシップ構築宣言」の促進について		
(8) カーボンニュートラルに向けた支援の強化について		
(9) 最低賃金の動向について		
3. 地方創生の実現に向けた環境整備について	P 18
(1) 魅力あるまちづくりの整備について		
(2) 円滑な事業承継に向けた支援の強化について		
(3) 積極的な新事業展開や自己変革への支援について		
(4) 創業・起業の促進に向けた支援について		
(5) 海外ビジネス展開への支援について		
(6) こども・子育て政策について		
(7) 地方移住・定住を促進する支援について		
(8) 防災・減災への対応強化について		
4. 小規模事業者支援の強化について	P 21
(1) 「小規模企業」の定義のさらなる弾力化		
(2) 小規模事業者持続化補助金制度の継続実施		
(3) 小規模事業者を支えるための経営支援体制の堅持		
5. 経理事務等の円滑化に資する制度の最適化に向けて	P 22
(1) 給付付き税額控除の導入について		
(2) 社会保険料算定・納付方法の抜本的改革について		
(3) インボイス制度に係る経過措置について		
(4) 制度の普及・周知の強化について		
(5) 行政手続きの簡素化について		

I. 税制改正に関する要望事項

1. 税制全般について

令和8年に入り日本経済は、デフレからの脱却に向け極めて重要な局面を迎えている。日経平均株価の堅調な推移や大手企業の積極的な投資姿勢が見られる一方で、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の実態は依然として不安定な状況にある。

エネルギー価格や原材料費、輸送コストの高騰といったコストプッシュ型インフレが、企業の収益を大きく圧迫している。さらに、国際情勢の不安定化による原材料の安定供給への懸念やサプライチェーンへの影響も表面化しており、地域産業の経済活動に一層の不透明感をもたらしている。

こうした中、地方では若年層の都市部への流出に伴う活力低下に加え、生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足が限界に達しつつある。大企業による大幅な賃上げが進む中、中小企業においても人材の確保・定着を目的に賃上げへの対応が求められており、経営基盤の脆弱な企業にとって深刻な課題となっている。地域経済の持続的な成長を支えるため、労務費を含む適切な価格転嫁の促進支援とともに、労働環境の改善を支える支援の強化が必要不可欠である。

さらに、経営者の高齢化に伴う事業承継は、もはや個社だけの問題ではなく、地域経済の基盤崩壊に直結する危機的状況にある。地域で長年培われてきた技術やノウハウといった知的資産を次世代へと引き継ぎ、さらなる自己変革を後押しするため、事業承継を税制面から支援するための抜本的な見直しや、後継者育成・M&Aの円滑化に向けた環境整備を強力に推進していくことが急務である。

加えて、物価高騰対策としての消費税率の引き下げ議論については、短期的かつ時限的な変更は、価格設定や経理実務、システム改修等に多大な事務負担を強いるだけでなく、現場に大きな混乱を招く。税制は本来、公平・中立・簡素という「税の三原則」に基づいた安定的な運用が図られるべきであり、安易な税率操作による対応ではなく、インボイス制度等の定着プロセスを考慮した事務負担の軽減など、事業者が将来の見通しを立てやすい簡素な税体系の構築に向けての慎重な検討が必要である。

2. 円滑な事業承継に資する税制について

(1) 円滑な事業承継に資する税制について **新規**

経営者の高齢化に伴う事業承継は、もはや個社の課題に留まらず、地域経済の基盤崩壊に直結しかねない危機的状況にある。地域で長年培われてきた技術やノウハウ、サービスといった貴重な知的資産を着実かつ効率的に次世代へと引き継ぎ、地域の雇用と経済活力を維持していくことは喫緊の課題である。

わが国の中小企業・小規模事業者は、地域社会における雇用創出や経済牽引を通じ、地域の活力維持に極めて重要な役割を担っている。こうした地域企業が、将来への不安やリスクを払拭して事業を継続できるよう、新たな制度の構築が急務である。ついては、事業承継を税制面から強力に支援するため、従来の枠組みに捉われない抜本的な見直しを図りたい。

① 取引相場のない株式の評価方法の見直しについて **修正**

事業承継が進まない要因の一つに、取引相場のない株式の評価方法の問題が挙げられている。特に相続税等の納税資金をはじめとした現金の確保が事業承継上の大きな課題となっている。また、長年の努力により企業価値を高め、いくほど自社株式の評価も高くなり、相続税等の負担も大きくなるという現行の仕組みは、経営者の事業拡大意欲を減退させるだけでなく、次世代への円滑な承継を阻む大きな壁となっている。

事業資産である株式の相続・贈与時には、事業者に実際の納税資金（担税力）があるわけではない。この「資金がないところから課税する」という現行の発想そのものを転換しなければ、中小企業の経営者が事業承継に抱えるジレンマを根本的に解決することはできない。また本来、経営者は、限られた経営資源を事業承継対策に投じるのではなく、人材や設備への投資といった“本業”に投じるべきである。中小企業等の持続的な成長のため、また円滑な事業承継と長期的な事業継続を実現するため、従来の評価制度の枠組みを超えた抜本的な見直しが必要不可欠である。

一例として、取引相場のない株式の評価に関しては、相続税・贈与税の対象から外すことや、事業継続を前提に親族内承継した場合において、承継時点では課税対象とせず、第三者承継や事業の売却によってなど実際に利益が発生した際に初めて課税する仕組みとするなど、後継者の意欲醸成と経営基盤を次世代へ安定的かつ確実に承継できるよう、従来の枠組みに捉われない抜本的な見直しに向けて、継続的に深化した議論を展開されたい。

② 事業承継税制特例措置の延長 新規

事業承継税制特例措置については、創設以降、特例承継計画の提出期限延長や、役員就任要件の事実上の撤廃など、制度見直しが図られてきた。しかしながら、当所が実施したアンケート調査では、本税制の検討・利用状況について「検討したが、利用はしていない」とする事業者が21.9%に達しており、潜在的な関心度は高いものの、制度の複雑さや制約の多さ、将来的な取消リスクなどが大きな障壁となり、利用を躊躇させている実態が浮き彫りとなった。

取引相場のない株式評価方法の抜本的な見直しが図られない限り、相続税等の過度な負担が、次世代への円滑な承継を困難にする状況は変わらない。地域経済を支える中小企業・小規模事業者の持続的な事業継続に向けては、税制面での継続的な支援は必要不可欠であることから、手続きの簡素化や将来的な取り消しリスクなどに配慮した上で、本特例措置の期限延長を図りたい。

③ M&A（第三者承継）に係る税制について 新規

地域の中小企業において、親族内後継者不在を背景とした第三者承継への重要性がこれまで以上に高まっている。地域経済の基盤を支える中小企業の存続と雇用の維持、さらには貴重な経営資源の損失を防ぐための喫緊の課題となっている。こうした背景からも、M&Aをより一層強力に後押しするための税制面での支援が必要不可欠である。具体的には、デューデリジェンス（買収監査）費用については、株式取得の有無にかかわらず損金算入を認めるなど、M&Aを円滑に進めるための後押しが必要である。

(2) 土地保有・株式保有特定会社の株式の評価方法の見直しについて 継続

一定の規模以上の資産（株式又は土地）を保有している「土地保有特定会社」及び「株式保有特定会社」の株式の評価方法は、純資産価額方式しか認められておらず、事業承継時には大きな負担となっている。

中小企業は地域の活性化や雇用の維持・確保などの社会的な責任を担っており、これら企業の事業承継は、地域社会に多大な影響を及ぼすことから、一律に評価するのではなく、その特殊性を考慮しつつも、原則としては特定会社ではない中小企業と同等の株式評価とすべきである。

3. 中小企業の経営基盤強化を後押しする税制について

(1) 賃上げ促進税制の拡充 新規

令和 8 年度税制改正において、中小企業向けの賃上げ促進税制の維持・継続が図られた。当所が令和 8 年 3 月に実施した会員企業向けアンケート調査では、43.7%の企業が「活用したことがある」と回答する一方で、21.1%が「賃上げを実施したが税制の要件を満たさなため活用できなかった」と回答している。

この主な要因は、中小企業向けの現行制度が「雇用者給与等支給総額」を判定基準としており、人手不足が深刻化する地方の中小企業においては、求人募集を出しても採用に至らず、加えて、団塊世代等の定年退職による人員減や再雇用への移行が重なることで、「一人ひとりの給与水準を引き上げたにもかかわらず、企業全体の給与総額が前年度を下回る（あるいは増加率要件に届かない）」という逆転現象が多発していることにある。

こうした制度と実態のミスマッチを解消するためにも、地方の中小企業の雇用実態を再検証し、制度の見直しと拡充を図られたい。

中小企業が将来の投資として賃上げを継続できるよう、また、その切実な賃上げ努力が適切に評価されるよう制度を整備することで、持続的な賃上げへの取組を強力に後押しされたい。

(2) 法人税の軽減税率特例の恒久化 修正

資本金 1 億円以下の中小企業に適用されている、所得 800 万円以下に対する軽減税率（現行：15%）の特例については、令和 7 年度税制改正において 2 年間の延長が図られたものの、令和 8 年度末をもって再び適用期限を迎えることとなる。

しかしながら、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、長期化する円安や国際情勢の不安定化を背景に、エネルギー価格・原材料費等の上昇に伴うコストプッシュ型インフレに加え、深刻化する人手不足への対応などにより、実質的な収益力が大きく圧迫されている。

こうした厳しい経営環境下において、中小企業における「物価上昇を上回る持続的な賃上げ」を原資面から支え、さらには、生産性向上のためのデジタル化など自己変革への挑戦を継続していくためには、安定的な経営基盤の確保が不可欠である。本特例措置は中小企業の経営基盤の安定化において極めて重要な役割を果たしているが、2 年ごとの時限的な延長措置では、中長期的な投資計画や経営判断を阻害する要因となっていることから、中小企業が将来を見据えた投資を継続できるよう、本制度の恒久化を図られたい。

(3) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充 **新規**

令和 8 年度末に期限切れを迎える「中小企業経営強化税制」「中小企業投資促進税制」および「固定資産税の特例」は、中小企業等の生産性向上や省力化などの自己変革を後押しする極めて重要な税制である。現在、地域の中小企業・小規模事業者は、深刻な人手不足やエネルギー価格・原材料費の高騰といった極めて厳しい経営環境に直面している。こうした困難を乗り越え、持続的な賃上げを継続していくためには、省力化投資やデジタル化の推進を通じた収益力の強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の物価高騰や長期化する円安の影響により設備導入コストは大幅に上昇し、企業の投資意欲を阻害する要因の一つとなっている。

については、中小企業等による機械装置などの刷新や DX・生成 AI 等の先端技術導入に向けた設備投資を継続的に促進し、将来にわたる競争力を確保する観点からも、適用期限の延長とともに、税制措置の拡充を図るべきである。

(4) 少額減価償却資産における即時償却制度の拡充・恒久化 **修正**

令和 8 年度税制改正において、少額減価償却資産の損金算入特例は、適用期限の 2 年延長とともに、取得価額基準が 30 万円未満から 40 万円未満へと引上げられるなどの拡充が図られた。しかしながら、依然として時限的な措置に留まっており、事業者が中長期的な設備更新計画を立案する上での懸念材料となっている。本制度は中小企業・小規模事業者がデジタル化や省力化、生産性向上を図る上で、即効性の高い極めて実用的な制度であることから、取得価格基準についても大幅に 100 万円未満へと引き上げた上で、制度を恒久化し、中長期的な視点での経営基盤強化を後押しすべきである。

(5) 情報セキュリティ対策への税制措置について **新規**

デジタル化の進展に伴い、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ対策の重要度が、かつてなく高まっている。特に近年は、セキュリティの手薄な中小企業を標的・足掛かりとし、サプライチェーン全体へ被害を広げる「サプライチェーン攻撃」が多発し、地域経済の基盤を揺るがす重大な脅威となっている。しかしながら、セキュリティ対策には専門的な設備やソフトウェアの導入のみならず、継続的な保守・運用コストや専門人材の確保が必要であり、経営資源に限りのある中小企業にとって極めて重い負担となっている。

こうした地域企業の事業継続とサプライチェーンの安全性の確保する観点、さらには日進月歩である情報通信技術の進展に対応する観点からも、情報セキュリティ対策にかかわる設備やソフトウェアについての特別控除や即時償却を可能とするなど税制措置を見直し、強力に後押しすべきである。

(6) 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続 修正

減価償却制度については、平成 10 年 4 月改正以降で建物の償却方法を定額法へ改正されてから、さらに定額法への一本化についての検討が進み、平成 28 年 4 月改正にて建物付属設備及び構築物の償却方法が定額法に変更された。

定率法は、大きな設備投資が必要な産業にとっては、早期に費用化して回収を早めることで再投資につなげられる有効な制度であり、企業のキャッシュフローに大きく影響を与えるため、定率法の適用も可能とするなど、償却方法の見直しが必要である。

(7) 「退職給付引当金」及び「賞与引当金」繰入額の損金算入の復活 継続

退職給付引当金及び賞与引当金は、労働協約や就業規則等に支給が明確に定められている企業においては、期末の未払いの賞与や退職金は債務を負っているものと考えられ、企業会計上は計上することが要求されている。一方で法人税法上は、実際に事由が発生した時点まで損金算入が認められず、企業会計上の利益と法人税法上の課税所得上の利益が大きく乖離する要因の一つであるため、合理的な計算に基づいた引当金繰入額は、引当金計上時に損金算入を認めるべきである。

(8) 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃 継続

役員給与は、平成 18 年度から原則損金不算入とされた。その後、平成 22 年度に「特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置」は撤廃されたものの、現行では、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」の 3 種類の役員給与のみ損金算入が認められている。

中小企業・小規模事業者では、所有と経営が一体化しており、多くの経営者・役員は、債務保証などもする一方で、一般の従業員同様の職務に従事している。このことから、給与は紛れもなく職務執行の対価として受け取るものである。役員給与については、原則損金不算入制度を撤廃して原則損金算入とすべきである。

4. 地域活性化に資する税制について

(1) 交際費課税特例の恒久化 **新規**

交際費課税については、令和 6 年度税制改正において、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、1 人当たり 5 千円以下から 1 万円以下に引き上げられた。本特例は令和 8 年 3 月末に適用期限を迎えるが、交際費は円滑な取引先関係の維持・構築に必要不可欠な経費であるとともに、地域経済を支える飲食業や宿泊業等のサービス産業等の業績向上を支える原動力となっている。

については、中小企業・小規模事業者が将来を見通した円滑な営業活動を継続できるよう、また、地域経済の好循環を確実なものとする観点からも、本特例措置の期限延長にとどまらない恒久化を講じられたい。

(2) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充 **修正**

令和 8 年度末に適用期限を迎える中小企業防災・減災投資促進税制について、その重要性は益々高まっている。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震は被災地に甚大な被害をもたらし、地震や水害など突発的な災害発生の際に、早期の事業活動復旧につなげる上で、事業継続計画（BCP）の重要性が再確認された。また、事業継続計画（BCP）は従業員の安全配慮の面でも重要な役割を担っており、今後も中小企業の防災・減災対策を強力に後押しするためにも、適用期限の延長および拡充を講じ、更なる利用促進を図るべきである。

(3) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充 **修正**

政府は 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、グリーン成長戦略の策定や GX 推進法の施行など脱炭素化に向けた取組を加速させている。しかし、地域経済を支える中小企業にとって、カーボンニュートラルへの対応は単なる環境対策にとどまらず、取引先からの排出量削減要求への適応という課題も出てきている。令和 8 年度税制改正において、カーボンニュートラル投資促進税制の適用期限が 2 年間延長されたが、エネルギー価格の高騰や労務費の上昇など中小企業の投資余力は極めて厳しい状況にある。特に、カーボンニュートラル関連の設備は投資回収期間が長く、多額の初期投資が経営の大きな負担となり、現行の措置では投資を躊躇する企業も少なくない。

については、中小企業が積極的に投資を行えるよう、本制度の税額控除率および特別償却率の大幅な引上げや、設備投資により取得した固定資産についての償却資産に係る固定資産税の大幅な減免など、強力なインセンティブとなる拡充措置を講じ、利用の促進を図るべきである。

(4) 償却資産に係る固定資産税の見直しについて **新規**

令和 8 年度税制改正において、少額減価償却資産の損金算入特例の取得価額基準が 30 万円未満から 40 万円未満へと引上げられた。しかしながら、固定資産税（償却資産税）においては、依然として取得価額の 10 万円以上の資産が課税対象とされており、即時償却等を選択した資産であっても、地方税上は別途申告・納税義務が生じるという「制度の二重構造」が存在している。

この乖離は、中小企業・小規模事業者にとって事務負担の増大や生産性向上に向けた投資意欲の減退を招いている。中小企業・小規模事業者の設備投資や経理事務等の円滑化を推進する観点からも、法人税法の基準と一致させるよう見直しを図るべきである。

(5) 事業所税の廃止 **継続**

事業所税は、わが国経済の高度成長期に大都市への企業の集中抑制策の一環として創設された税であり、人口 30 万人以上の都市にのみ課税されているが、現在までの一極集中の進展・都市間格差の拡大といった環境変化を勘案すれば、特に地方と大都市において課税の公平性を著しく欠く、不公平税制と化している。また、新たな事業所や工場立地の阻害要因となっており、企業の雇用機会の損失など地方創生にも逆行する制度となっている。

さらに、課税標準が資産割の事業所床面積と従業者割の従業者給与総額をベースに算出されるため、固定資産税や法人事業税との実質的な二重課税となっている。ついては企業の賃金引上げの意欲を削ぐ要因となることから、早急に廃止すべきである。

(6) 個人事業主を後押しする税制について **修正**

令和 8 年度税制改正において、青色申告特別控除の控除額が最大 65 万円から 75 万円に引き上げが図られた。(令和 9 年以降の所得税について適用)

個人事業主は、近年の大幅な経営環境の変化や、物価上昇への対応、デジタル化への対応など課題が山積している。個人事業主は、地域のコミュニティの維持・発展には欠かせない存在であり、さらなる負担軽減を図るためにも、個人事業税における事業主控除 290 万円を引き上げるべきである。

また、法人税における欠損金の繰越控除期間は、平成 29 年 4 月 1 日以後に 10 年に延長された一方で、個人事業主の青色申告欠損金の繰越控除期間は 3 年間に据え置かれている。個人事業主が安定的な事業継続が図ることができるよう、欠損金の繰越控除期間を 5 年程度延長すべきである。

5. 消費税・納税環境等の整備について

(1) 消費税の複数税率制度の見直しについて 修正

消費税の複数税率制度は、低所得者への配慮や消費税の逆進性の緩和を目的とし、令和元年に導入されたが、対象品目については十分な議論がされたとはいえない状況で同制度が開始され、その後も見直しが図られていない。また、導入以降、複数税率による区分経理等にて事業者の事務負担が膨大に増加しているといった声が当所にも多く寄せられている。複数税率による事業者への負担は極めて大きく、これらの事務負担や従業員への教育コストなど間接的な事務コストは、最終的な商品やサービスの価格への転嫁が認められにくいことから、租税三原則である「公平・中立・簡素」の観点に立ち返り、中小企業の事務負担を抜本的に軽減するため、複数税率の廃止を含めた見直しを早期に行うべきである。

また、近年の物価高騰の対応策として、消費税率の引き下げが議論されているが、短期的かつ時限的な税率変更は、価格設定や経理事務、システム対応など現場へ多大な負担と混乱を招くため、制度の基盤となる「税率の在り方」については、長期的な視点での慎重な議論が必要である。

仮に税率の変更が行われる場合は、事業者へのシステム改修費用や事務負担増に対する費用の補助など手厚い財政的支援を図られたい。また、飲食業においては、持ち帰りや購入（中食・内食）と店内飲食（外食）との間で、税率差が大きく開くこととなり、消費者の外食控えを招くことが危惧される。既に原材料価格やエネルギー価格の高騰への対応で苦慮している外食産業等にとって、更なる打撃となることが懸念されるため、需要喚起策を含めた実効性のある十分な支援措置を講じられたい。

(2) インボイス制度に係る経過措置について 修正

令和5年10月よりインボイス制度が導入されたが、制度導入から一定の期間が経過した現在においても、現場への影響は大きい状況にある。令和8年度税制改正において、消費税インボイス制度に係る負担軽減措置「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」や「免税事業者からの仕入税額控除」の延長・拡充が図られたことは、中小企業の実態に即した重要な措置である。

しかしながら、現行の経過措置の終了や段階的な縮小は、原材料高や人手不足に苦慮する中小企業にとって、大きな負担増として経営に深刻な打撃を与える懸念がある。こうした背景を踏まえ、今後も負担軽減措置の効果を十分に検証し、中小企業・小規模事業者の経営基盤を損なうことのないよう、必要に応じて本措置のさらなる延長や制度の恒久化を検討すべきである。

(3) 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」適用要件の見直し 継続

平成 23 年度の税制改正により、消費税の仕入税額控除における、いわゆる「95%ルール」の適用対象が見直された結果、当該課税期間の売上高が 5 億円以下の事業者に限定されることとなった。これにより、課税売上割合が 95%以上であっても、課税売上高が 5 億円を超える事業者については、全額控除が認められなくなった。

しかしながら、課税売上高 5 億円超の事業者の中には、担税力の弱い中小企業も多数存在し、なおかつ課税仕入の区分処理などで事務負担の増大を招いていることから、課税売上高の上限を引き上げるなど制度の見直しが必要である。

(4) 給付付き税額控除の導入について 新規

低所得者に対する税・社会保険料負担の軽減策として、「給付付き税額控除」の導入が検討されているが、本制度においては、令和 6 年度に実施された定額減税と同様、企業側に大きな負担を強いることが懸念される。

深刻な人手不足に直面している中小企業にとって、事務負担のさらなる増大は、企業の生産性を大きく低下させ、現場の混乱を招きかねない。こうした背景を踏まえて、企業側の実務を介さず、行政側の対応で完結する、シンプルかつ迅速な給付制度を代わって講じられたい。

(5) 二重課税の解消・印紙税の廃止 継続

平成元年の消費税導入により、自動車・石油等の関連諸税や印紙税などとの二重課税の問題が発生し、国民への税負担が重くのしかかっている。これらを是正し、税制全般に対する信頼性を高め、国民に公平・公正な税制を実現すべきである。

特に印紙税については、ペーパーレス化や電子決済等の普及により、同じ経済取引でも文書のみで課税されるなど、電子化への対応が遅れている業界や中小企業に負担が偏り、不公平感が増していることから、廃止も含めた見直しの検討が必要である。

(6) 税と社会保障の改革について 修正

少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付面でも負担面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、特に社会保障制度にかかる財源確保が難しくなり、制度維持に向けた財政負担が家計や企業の経済活動に与える影響が重くのしかかっている。

加えて、社会保障費の増大が、財政における重要な課題となり、安定的な制度運営が求められている。このような背景からも、社会保障と税の一体改革を再構築し、企業負担の軽減と社会保障の充実を図るべきである。

(7) 納税環境の整備ならびに税制の簡素化について 修正

企業は、給与所得者に対する所得税・住民税の源泉徴収や年末調整などの税の確定手続きに加え、自社の納税書類の作成及び保存など納税事務の大部分を担っている。近年では、インボイス制度や電子帳簿保存法などへの対応により、事務負担が一層増している。本来はデジタル化により、効率化が図られるべきところ、中小企業・小規模事業者では、むしろ対応にかかる人的・時間的コストが増大し、かえって負担が重くなっているのが実情である。

こうした事務負担の増加は、限られた経営資源を本業から削ぐこととなり、また、働き方改革や生産性向上の推進を阻害する大きな要因となっている。したがって、「公平・中立・簡素」の租税三原則のもとつき、中小企業・小規模事業者の実情に即した納税環境の整備を早急に進めるべきである。

Ⅱ. 中小企業政策に関する要望事項

1. 中小企業政策全般について

令和8年を迎え日本経済は、長きにわたったデフレからの脱却に向け極めて重要な局面を迎えている。日経平均株価の堅調な推移や大手企業の積極的な投資姿勢が見られる一方で、地域経済の基盤である中小企業・小規模事業者の実態は依然として厳しい状況に置かれている。

長期化するエネルギー価格や原材料費の高騰に加え、輸送コストの高止まりといったコストプッシュ型インフレが、企業の収益を圧迫し続けている。また、金融政策の転換に伴う金利負担の上昇は、中小企業の資金繰りに新たな負担をもたらし、さらには国際情勢の不安定化による原材料の安定供給への懸念やサプライチェーンへの影響と相まって、地域産業の経済活動により一層の不透明感をもたらしている。

わが国の重要課題である少子高齢化・人口減少も深刻さを増している。特に地方からの若年層流出は止まらず、人手不足は事業継続を揺るがす危機となっている。こうした中、多様な人材が能力を発揮できる環境整備は、単なる社会貢献にとどまらず、地域の持続可能な経済活動維持のための重要な施策である。中小企業の持続的成長を後押しするためにも、人的資本への積極的な投資を促進するとともに、業務効率化や生産性向上、さらには「誰もが働きやすい職場」の実現に向けた多角的な支援をより拡充させる必要がある。

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、地方の活性化は重要な柱として位置付けられている。都市一極集中のリスクを分散し、地方の持続的成長を実現するためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速、地域資源を活かした新産業の創出、スタートアップ支援、そして企業の地方分散を促す構造的な支援が不可欠である。

また、地方創生・地域活性化には、地域経済を牽引する中小企業の好循環が必要不可欠であり、自己変革への意欲醸成を図るための支援が極めて重要である。さらに、地域産業の磨き上げや、地域の社会課題の解決に資する起業等についても、地方創生・地域活性化に重要な役割を担っているため、創業に向けた促進施策と成長段階に応じた支援体制について、より一層の充実・強化を図らねばならない。

2. 中小企業の経営基盤強化に向けて

(1) 原材料等の安定的な供給への対策について **新規**

不安定な国際情勢の長期化により、地域の中小企業を取り巻く経営環境は、かつてない不透明な状況に直面している。とりわけ中東情勢の緊迫化は、エネルギーや原材料の安定供給に対する重大な脅威となっており、ナフサ由来製品などの供給・調達への懸念から、地域産業への影響が広がっている。

こうした状況下において、地方の中小企業・小規模事業者への供給は後回しにされる傾向も見受けられ、このまま供給制限や高値が継続すれば、企業の収益をさらに圧迫し、事業活動の継続に深刻な影響を及ぼしかねない。また、一企業の自助努力のみでは解決が極めて困難な課題であることから、政策的な支援・対応が不可欠であり、調達ルートが多角化など不測の事態においても地域産業の歩みを止めないよう、原材料の安定供給の確保に向けた対策の強化を図らねばならない。

(2) 地域人材の定着とマッチングの強化について **修正**

生産年齢人口の減少が進行する中、特に地方においては、若い世代の都市部への流出が続いており、地域産業を支える担い手不足は、事業継続を揺るがす危機的な状況となっている。また昨今、採用コストが上昇し続ける中で、経営資源に限りのある地域の中小企業・小規模事業者にとって、公的インフラであるハローワークの役割は、重要かつ不可欠なものとなっている。

とりわけ近年、「無料で求人広告掲載」を巧妙に掲げ、後に高額な掲載料を不当に請求するといった商法が横行しており、地域の中小企業が不利益を被るなど社会問題となっている。深刻な人手不足につけ込むこうした手口は、中小企業の経営環境をさらに悪化させており、安全かつ信頼して利用できる無料の公的就職支援機関としてのハローワークの存在意義は、かつてないほど高まっている。

地域の雇用マッチングの最前線を担うハローワークにおいては、地域ごとの産業構造や中小企業の実情を的確に把握し、求人と求職のミスマッチを解消するための、より積極的かつ戦略的なサービスがより一層求められている。特に、地域に根ざしたきめ細やかな対応や、情報発信力の強化など、地域の人材確保や雇用の促進に直結する取組という観点からも、ハローワークの体制強化やさらなる機能の充実を図らねばならない。

(3) 多様な人材・働き方支援に向けた環境整備について 修正

少子高齢化の加速と生産年齢人口の減少により、地方における若年層の都市部流出は一段と顕著になり、人手不足はもはや一企業の努力で解決できる範囲を超えた危機となっている。人手不足に起因するサービス品質の低下や受注機会の損失は、地域の中小企業にとって存立を脅かす深刻な事態であり、事業継続や地域経済の維持そのものを揺るがす重大な懸念となっている。

こうした中、地域企業が持続的な成長を実現するためには、女性・若者・高齢者・障がい者・外国人材など、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる「ダイバーシティ経営」への転換に向けた環境整備・社内整備が必要不可欠である。特に新潟県においては、企業の女性役員・管理職割合が依然として全国平均を下回る水準にあり、地域経済の活力を削ぐ大きな要因となっている。この状況を打開するためには、出産・育児後も女性が安心して働き続けられるような制度や本人の意欲・能力に応じたキャリア形成支援やリーダーとしての活躍を後押しする環境整備など多角的な支援が求められる。

また、働き方に対する価値観やニーズが多様化する中、テレワークや短時間勤務、副業など柔軟な働き方の選択肢を広げることは、人材の確保や定着に直結する重要な要素である。しかしながら、多くの中小企業・小規模事業者において、人材や資金等の制約から、これらへの対応が進みにくいのが実情である。とりわけ副業・兼業の推進においては、現行の労働時間通算ルールや割増賃金の支払い義務等が、企業の労務管理やコスト面で極めて重い負担となっており、就労意欲のある労働者の就業機会をも制限している。国が多様な働き方を推進する一方で、こうした現行制度の壁により、対応が進みにくいという矛盾も生じている。

こうした背景を踏まえ、中小企業が多様な働き方に対応できるよう、補助金・助成金の拡充や、専門家の派遣・相談窓口の充実、さらには人事制度の見直し支援など、多角的な支援策を講じ、中小企業の多様な人材の活躍と働き方改革を促進するための環境整備を喫緊の課題として、国および行政の強力な主導のもとで早急に実施されたい。

(4) デジタル化・生産性向上の促進について 修正

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、日々進化するデジタル技術を自社の業務プロセスやビジネスモデルの変革に取り入れることは、中小企業の経営力強化や生産性向上に直結する極めて重要な取組である。特に地方においては、深刻化する人手不足を解消する手段として、デジタル化による生産性の向上は重要課題となっている。

また、近年では生成 AI などの先進技術が、事務効率化や顧客対応のみならず、多岐にわたる分野で成果を上げている一方で、導入にあたっての専門知識の不足やセキュリティリスクへの懸念が、中小企業にとって大きな障壁となっている。

こうした状況を踏まえ、地方の中小企業が円滑にデジタル化を進められるよう、デジタル人材の育成に向けた研修・教育への支援に加え、IT ツールや AI ソリューションの導入、さらには、システム構築や外部コンサルタントの活用に要する費用への補助など、幅広い分野に対する支援の強化を図られたい。また、経済産業省が推進する「DX 認定」を取得した企業へのインセンティブを強化するとともに、同認定の取得を目指して積極的に取り組む企業に対し、専門家による伴走型の支援体制を充実させるなど、デジタル化に取り組む中小企業・小規模事業者を力強く後押しされたい。

(5) 情報セキュリティ対策への支援について 修正

デジタル化への取組が加速する中、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ対策の重要性はかつてないほど高まっている。特に近年は、セキュリティが手薄な中小企業を標的とし、そこを足掛かりにサプライチェーン全体へ被害を広げる攻撃が多発しており、地域経済の基盤を揺るがす重大な脅威となっている。こうした中、令和 8 年 3 月に「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する制度構築方針」が政府から公表され、サプライチェーン全体のセキュリティ底上げに向けた新たな評価制度の枠組みが示された。同制度の導入に伴い、今後は取引先である大手企業等から、同制度に基づくセキュリティ対策の実施や客観的な評価・認証の取得を求められるケースが本格化することが予想され、対応が遅れた中小企業がサプライチェーンから排除され、事業機会を喪失するリスクが現実味を帯びている。

しかしながら、高度化するサイバー攻撃への対応や、新たな評価制度への適合は、もはや個社の努力だけで対応できる範囲を超えている。自社の対策状況の把握や専門的な設備・ソフトウェアの導入のみならず、継続的な保守・運用コスト、さらには制度を管理できる専門人材の確保が必要であり、経営資源に限りのある中小企業にとっては極めて重い負担となる。

こうした地域企業の事業継続とサプライチェーン全体の安全性を確保する観点から、中小企業が新たな評価制度へ円滑に対応できるよう、セキュリティ対策ソフトや設備の導入費用、評価・認証の取得および維持に要する費用への補助制度を創設するとともに、外部専門家の活用ならびに自社内の DX・セキュリティ専門人材を育成するための費用への支援など、強力な後押しを図られたい。

あわせて、中小企業が取り組みやすい公的なセキュリティ対策自己宣言制度等の活用や、制度促進に向けたインセンティブの付与、さらにはその維持・向上に向けた支援体制を講じられたい。

(6) 資金調達の円滑化に向けた金融支援の強化について 修正

中小企業・小規模事業者にとって、資金繰りの安定は事業継続と成長の基盤であり、金融支援は極めて重要な役割を果たしている。しかしながら近年は、コロナ禍を経ての大きな事業環境の変化に加え、エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇、賃金の引き上げへの対応など、企業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増している。さらには、国内外の経済政策やインフレ動向を背景に金利が上昇局面にある中、借入コストの増加が資金繰りの新たな負担となっている。この環境変化は、これまで低金利を前提として事業経営を行ってきた中小企業にとって、資金調達面での大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、コロナ禍で拡大した借入の返済が本格化している中、元本返済猶予やリスケジュール等への金融機関の柔軟な対応を促進することが重要である。加えて、成長投資を支援する低金利融資の拡充や、業態転換・新事業展開・デジタル化・省力化・脱炭素化など、事業の成長を目指した前向きな投資を下支えする低金利融資の拡充など、中小企業が将来に希望を持ち、持続的な成長を描けるよう、金融支援の強化を図られたい。

(7) 「パートナーシップ構築宣言」の促進について 修正

地域の中小企業においては、エネルギーや原材料価格・雇用コストの高騰、物価上昇の影響を受けながらも、十分な価格転嫁が進まず、対応や取引先との交渉に苦慮している事業者も少なくない。中小企業が賃上げ原資の確保や様々なコスト上昇に対応しながら持続的な成長を実現していくためには、価格転嫁の円滑化を柱とした取引の適正化が必要不可欠である。

コスト増加のしわ寄せが特定の事業者に偏ることなく、サプライチェーン全体で適切に負担していくことが望ましいことから、引き続き、「パートナーシップ構築宣言」への参画拡大をさらに進めるべきである。

特に、令和8年1月に施行された「中小受託取引適正化法（取適法）」において、協議を適切に行わない代金額の決定や手形払い等の禁止、さらには従業員基準の追加など規制の見直しが図られた。

今後は、この取適法に基づく政府や公正取引委員会等による厳格な執行体制の確立と相談体制の強化を図るとともに、同法の趣旨を「パートナーシップ構築宣言」の運用にも確実に反映させ、実効性のある価格転嫁を含む取引の適正化に向けた取組をより一層強力に推進されたい。

(8) カーボンニュートラルに向けた支援の強化について 修正

政府が 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、それを受けて策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に基づき、地域においてもカーボンニュートラル化に向けた取り組みが推進されている。

このような中、新たなエネルギー源の開発や二酸化炭素の回収・再利用といった様々なアプローチから脱炭素関連技術の開発が進められている一方で、取引先である大手企業等から温室効果ガス排出量の算定や削減目標の提示を求められるケースも増えており、今後の受注機会や取引継続に影響を及ぼす懸念がある。

しかしながら、中小企業が省エネ設備の導入やエネルギー転換を図るには、大規模な初期投資と継続的なコスト負担が極めて重荷であり、加えて自社の排出量を正確に把握するためのノウハウや専門人材も不足していることから、個社の自助努力だけでは限界があるのが実情である。とりわけ昨今のエネルギー価格や物価の高騰が続く中で、こうした過度なコスト負担が地域の中小企業の経営を圧迫し、競争力を削がないよう特段の配慮が不可欠である。

こうした背景を踏まえ、中小企業が脱炭素化を負担ではなく、成長の機会と捉えて前向きに取り組めるよう、省エネ・脱炭素設備導入に対する補助金・助成金の拡充や、排出量算定を支援する専門家の派遣・簡易ツールの普及など、実効性があり、かつ取組を強力に後押しする支援措置を講じられたい。

(9) 最低賃金の動向について 修正

最低賃金については、近年継続的に大幅な引き上げが実施されており、昨年令和 7 年 10 月にも全国的な改定が行われた。さらに 2030 年代半ばまでに全国加重平均 1,500 円という政府方針に基づき、今後も継続的な引き上げが見込まれている。

しかしながら、経済の好循環に向けた賃上げの必要性は十分に認識しているものの、エネルギーや原材料価格の高騰の影響が続く中、多くの地域中小企業においては十分な価格転嫁や生産性向上が追いついていないのが実情である。経営基盤の脆弱な地域の中小企業・小規模事業者にとって、人件費の急激な上昇は収益を著しく圧迫する大きな要因となっている。

こうした実態を踏まえ、早急な前倒しによる引き上げは、事業の継続や雇用の維持に深刻な影響を及ぼしかねないことから、地域経済の実態を十分に踏まえた上で、慎重に検討すべきである。

3. 地方創生の実現に向けた環境整備について

(1) 魅力あるまちづくりの整備について **新規**

地域のまちづくり及び観光振興は、地方創生および地域経済の活性化を牽引する極めて重要な柱であり、自立的な発展を支える不可欠な基盤である。特に近年は、地域の特色や歴史・文化、自然環境といった固有の観光資源を最大限に活用し、差別化を図る重要性が一層高まっている。

そのためには、地域資源を活かした体験型・交流型の観光コンテンツやツアーの開発をさらに進めるとともに、地域に根付いた伝統文化や風習、食文化等を活用したコンテンツの高付加価値化を図り、その魅力を充実させることが必要である。これにより、観光客の満足度向上や滞在時間の延長を促し、地域経済への大きな波及効果を創出することが期待できる。

また、まちづくりにおいては、地域全体の魅力を再構築するための地域ブランディングの強化に加え、観光事業者や地域住民による受入体制の整備、情報発信力の向上、さらには二次交通の利便性の向上など、多角的な取組が求められている。これらを通じて、持続可能な観光基盤を確立し、地域の「稼ぐ力」の強化につなげるため、継続的な財政的な後押しと支援の充実を図りたい。

(2) 円滑な事業承継に向けた支援の強化について **継続**

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数のうち 99.7%を、雇用の約 7割を占め、地域経済・社会において極めて重要な役割を担っている。また、地域の雇用維持のためだけではなく、地方創生・地域活性化においても地域の中小企業・小規模事業者の好循環が必要不可欠である。中小企業等の長期的な事業の継続には、経営資源を本業（経営）に投資できるよう、円滑に事業承継を進めるための支援が必要不可欠であり、中小企業・小規模事業者の親族・第三者への事業承継に対して、自社の価値観、資産を見直す機会を得てもらう仕組みを構築するとともに後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。また、様々な経営課題を理由に事業承継ではなく廃業を選択する中小企業も増加しているため、専門家等による事業再生・経営改善とセットにした事業承継への支援体制の強化を図りたい。

(3) 積極的な新事業展開や自己変革への支援について **継続**

コロナ禍を経て、企業を取り巻く経営環境は大きく変化し、従来のビジネスモデルでは事業の継続が困難となる事業者も増加している。こうした状況下においては、業態転換や新事業展開といった構造的な変革への対応が求め

られており、自己変革に取り組む意欲を醸成するための支援が必要不可欠である。

そのため、新しい業態への転換や新事業・新分野への進出に取り組む中小企業に対して、補助金・助成金などの充実や制度活用に関する情報周知、専門家による伴走支援など、中小企業へ寄り添った実効性のある支援を強化し、自己変革への意欲醸成を図るべきである。

(4) 創業・起業の促進に向けた支援について **修正**

新たな成長産業の創出や地域課題の解決に資する創業・スタートアップやスモールスタート企業等は地域経済の活性化と底上げにおいて欠かせない存在である。特に人口減少が加速している地方において、既存産業の枠組みを超えた新たな産業を生み出す起業家の育成などの取組は地方創生の重要な鍵の一つとなっている。

創業間もない企業においては、経営に関する知識やノウハウ、資金調達が大きな課題となっている。加えて、金利上昇の局面で借入コストが増大する中で、創業期前後での資金調達支援の重要性はますます高まっており、支援の充実を図ることで、創業への意欲と機運を醸成し、持続的な成長を強力に後押しすべきである。

(5) 海外ビジネス展開への支援について **継続**

国内の少子高齢化、人口減少により国内市場が縮小する中、中小企業等が新たに海外への展開で外需を獲得することは極めて重要となっている。また新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化が加速し、オンラインによる展示会や商談会の開催が広がり、海外市場が身近なものとして感じることができるようになってきている。

そのような中、中小企業・小規模事業者が海外ビジネス展開へ積極的に挑戦できるよう、越境E Cの推進や海外販路開拓のための企業が行うマーケティング活動に対する支援の強化や、海外企業とのマッチング支援など、中小企業等の海外展開への取組みを後押しする強力なサポート体制の整備が必要である。

(6) こども・子育て政策について **修正**

我が国の人口は減少し続けており、2022年の出生数は1899年の統計開始以降初めて80万人を下回り、少子化対策について待ったなしの状況となっている。また近年、価値観の多様化や将来への経済的不安など、様々な要因から婚姻数も減少傾向にあり、少子高齢化は一段と加速している。

本県新潟県の人口状況においても、平成10年（1998年）の249.4万人をピークに、令和6年（2024年）には209.9万人まで減少しており、この構造的な危機への対応は急務である。

このような中、多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代が希望どおり結婚し、こどもを産み・育てることができるよう、現在の生活や将来への不安を取り除くような環境整備が必要不可欠である。若い世代の所得拡大や子育て世帯の税制優遇などによる経済的な支援の強化・拡充や、教育費の負担軽減、また社会・地域全体で、こども・子育てにやさしい社会づくりの実現・サービスの提供など多様な支援が必要である。

（7）地方移住・定住を促進する支援について **継続**

少子高齢化や人口減少が深刻化する中、多くの地方では若年層の流出や地域経済の縮小が顕在化しており、持続可能な地域社会の維持が大きな課題となっている。

近年、テレワークやワーケーションの普及により、居住地と就業地の分離が可能になるなど、ライフスタイルの多様化が進んでいる中、地方への移住・定住をさらに後押しするためには、支援制度の更なる拡充が必要である。具体的には、移住者に対する空き家を活用した住居取得費用の支援や、引越費用の支援、さらには就業や子育て支援の強化など、移住の選択を円滑に進められるよう、支援体制の強化を図るべきである。

地方への移住・定住は、単なる人口移動にとどまらず、地方創生や地域の活性化を促進する重要な施策でもあることから、実効性ある制度設計と持続的な支援体制の構築を図りたい。

（8）防災・減災への対応強化について **新規**

近年、特に地方においては、道路、橋梁、上下水道などの公共インフラの老朽化が急速に進んでおり、大規模災害の発生に伴うインフラの脆弱性と、それが地域経済に与える影響の大きさは改めて浮き彫りとなっている。災害時における物流の寸断やライフラインの停止は、中小企業・小規模事業者にとって重大な脅威となっている。

多様なリスクが顕在化する中で、早期の事業活動復旧につなげる事業継続計画（BCP）の策定が推進されているものの、地域全体の経済基盤を支える公共インフラそのものが機能停止に陥れば、個社がどれだけ備えを講じてもBCPはその実効性を十分に発揮することができない。地域産業の危機対応力向上と確実な事業継続を担保するためには、何よりもまず、ハード面における社会基盤の整備が不可欠である。

こうした観点から、地域経済の命綱である公共インフラの耐震化や老朽化対策、強靱化に向けて、集中的かつ計画的な予算措置を最優先で講じられたい。加えて、中小企業等が新たなリスク環境に対応できるよう、BCP 策定に向けた専門家派遣や実務的なセミナーの開催など支援体制の強化を図られたい。

4. 小規模事業者支援の強化について

(1) 「小規模企業」の定義のさらなる弾力化 継続

小規模企業活性化法により、「小規模企業」向け施策を利用できる事業者の範囲が平成 25 年 9 月から拡大された（「宿泊業」「娯楽業」を営む従業員 6 人以上 20 人以下の事業者）。

同様に、人材の能力や質に生産性が大きく左右され、下請け企業の多いソフトウェア業や、労働集約型産業である介護サービス業についても、今後、従業員数要件の範囲を 20 人以下の事業者まで拡大すべきである。

このことが実現することにより、当該業種の対象事業者が、小規模企業向け施策、とりわけ小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の融資対象となり、社会・経済環境の変化に合わせた金融面での支援強化につながるものと考えられる。

(2) 小規模事業者持続化補助金制度の継続実施 継続

小規模事業者持続化補助金は、事業資金の支援はもとより、申請にあたって事業計画を作成する必要があることから、自社の経営を見直すきっかけとなり、小規模事業者の経営の計画性向上と経営改善に大いに貢献している。

今後はこうした小規模事業者が増えていくことは地域経済の活性化につながることから、小規模事業者持続化補助金を継続実施し持続的な経営支援を図るべきである。

(3) 小規模事業者を支える経営支援体制の堅持 継続

小規模事業者の課題が多様化・複雑化する中で、地域総合経済団体である商工会議所は、経営者が気軽に相談できる「かかりつけ医」として、重要な役割を担っている。地域を支える事業者を一者でも多く支援できるよう、経営指導員等の経営支援体制への予算拡充を図っていただきたい。

5. 経理事務等の円滑化に資する制度の最適化に向けて

(1) 給付付き税額控除の導入について **新規**

低所得者に対する税・社会保険料負担の軽減策として、「給付付き税額控除」の導入が検討されているが、本制度においては、令和6年度に実施された定額減税と同様、企業側に大きな負担を強いることが懸念される。深刻な人手不足に直面している中小企業にとって、事務負担のさらなる増大は、企業の生産性を大きく低下させ、社会的コストの増大や現場の混乱を招きかねない。

こうした状況を踏まえて、企業側の実務を介さず、行政側の対応で完結する、シンプルかつ迅速な給付制度の導入を代わって講じられたい。

(2) 社会保険料算定・納付方法の抜本的改革について **継続**

健康保険（介護保険）及び厚生年金保険の保険料や給付の算定には、従来標準報酬月額を用いている。この方法では支払われる給与の変動に即応していないことによる低報酬者に顕著な不合理や、育児休業時の保険料免除をはじめとした届出や手続き等が多く、内容が複雑であるなど課題も多い。

近年の働き方改革などによる変化に順応し、柔軟な働き方を実現するためにも、標準報酬月額を用いた算定方法の改革を図る必要がある。一例として、現行制度の給与にかかる保険料算定方法と同様とすることで、即応性が高まると同時に事務の負担軽減も図ることが想定できる。なお、保険料の納付や各種手続きにおいても電子納付や電子申請を促進し、デジタル化による簡素化をもって改革を図られたい。

(3) インボイス制度に係る経過措置について **修正**

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されたが、制度導入から一定の期間が経過した現在においても、未だ本制度についての現場への影響は大きい状況にある。

令和8年度税制改正において、消費税インボイス制度に係る負担軽減措置の延長・拡充が図られたことは、中小企業の実態に即した重要な措置である。しかしながら、現行の経過措置の終了や段階的な縮小は、原材料高や人手不足に苦慮する多くの中小企業にとって、大きな負担増として経営に深刻な打撃を与える懸念がある。こうした背景を踏まえ、今後も負担軽減措置の効果を十分に検証し、中小企業・小規模事業者の経営基盤を損なうことのないよう、必要に応じて本措置のさらなる延長や制度の恒久化を検討すべきである。

(4) 制度の普及・周知の強化について 継続

政府・関係省庁が実施する各種の支援制度については、企業経営や地域振興の後押しとして大きな役割を果たしている一方、実際の現場ではその存在や内容が十分に知られておらず、制度を活用できていないケースが数多く見受けられる。特に中小企業・小規模事業者においては、限られた人員で業務を行っており、制度情報の収集には限界があるため、その結果、制度本来の目的である支援の効果が十分に発揮されていないという課題がある。

また、制度の改定が行われた際にも、その内容が十分に周知されないことで、現場の混乱や対応準備の遅れといった問題も発生している。このような現状を踏まえ、法改正や制度改正の際には、制度の目的・内容・変更点などについて、情報が現場に的確に届くよう周知を強化すべきである。

(5) 行政手続きの簡素化について 継続

事業者は、許認可申請、入札、社会保険、税務等広範囲にわたる行政手続きについて、提出書類の作成事務、同様の書類の複数部署への提出、同じ手続きについて部署ごとに異なる申請様式などに対して負担を感じている。

令和3年度にデジタル庁が創設されたが、今後はICT（情報通信技術）やマイナンバーの情報連携機能を活用することにより、行政手続きの簡素化、効率化を図り、それに伴う手数料の引き下げを行うべきである。

また、情報セキュリティが侵されるリスクの「技術的脅威」「人的脅威」「物理的脅威」などに対して、3大要素となる「機密性」「完全性」「可用性」を維持していくことで情報セキュリティ対策を強化し、安心・安全なシステムを構築することが必要である。